

2020年2月19日

日本労働組合総連合会静岡県連合会  
会長 中西清文様  
連合静岡中小労働委員会  
委員長 石塚智昭様

静岡県中小企業団体中央会  
会長 諏訪部敏之



## 2020年春季生活闘争に関する貴会の要請について

日頃より当中央会に対しましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国経済は、一昨年来、景気回復局面を迎えておりましたが、我々中小企業がその実感を得られぬまま、現在は海外経済の停滞と共に「足踏み状態」に移行しており、本年、日本経済は再び景気拡大に向かうか否か勝負の年を迎えております。

国内の景気を牽引してきた輸出産業の停滞や終息の見通せない新型コロナウイルスによるインバウンド消費の減少が本県経済に与える影響は計り知れず、また、依然として不透明な海外情勢や消費税増税対策として実施されるポイント還元制度の終了、オリンピック・パラリンピック後の国内経済の動向等、景気の先行きに対する懸念は尽きません。

このような時にあたり、我々中小企業が前進するためには、労使一体となって攻めの経営姿勢で、課題に立ち向かうことが肝要であります。とりわけ、生産性向上を目指した設備や人への投資、そして人手不足、事業承継、BCPの対応等、企業の競争力や優位性を高め、経営基盤の強化を図る取組は急務であります。

しかしながら、県内の中小企業は、業種・業態・規模の違いによって様々な課題を抱えており、その中でも、小規模事業者の多くは、喫緊の課題に対応出来ていない状況にあります。

この度の貴会の要請につきまして、当中央会と致しましては前向きに取り組んでいくよう努めて参りたいと存じますが、前述の状況を踏まえまして、私共の対応案を下記の如く報告させていただきます。

### 1. 定昇相当額と年齢別ミニマム額の確保

当中央会の令和元年12月期景況調査において、電気機械器具製造業を除き、前年好調であった輸送用機械器具製造業をはじめとするその他全ての業種が低調に推移しており、我々中小企業は総じて厳しい環境下に置かれております。

現状では一律・画一的な賃金改善は企業の業績をさらに悪化させる恐れがあり、それが経営者の経営意欲を削ぐことに繋がることも予測されます。

当中央会と致しましては、業界や業種の現況を考慮すると共に、各企業の実情に合わせた対応がとられるよう啓蒙、周知を図りたいと考えます。

### 2. 賃金改定

前述の如く、日本経済や我々中小企業を取り巻く環境の急激な変化は、経営者の経営判断を困難なものにしております。厳しい状況下にあつて、我々中小企業は、攻めの経営姿勢をもって困難を乗り越えて行かねばなりません。対応すべき課題は数多く、限られた経営資源を優先度に応じて効率的かつ効果的に運用することが求められます。

また、当中央会の会員組合傘下の企業は、小規模事業者が主体であると共に、その多くが下請けの立場にあります。そのため、元請けとの取引環境の是正を通じた原資確保が実現出来なければ、中小企業の苦しい台所事情をさらに悪化させ、現状の雇用維持・確保にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の中、当中央会と致しましては、社員の様々な処遇改善や一時金、或いは、手当といった多様な方法による賃上げの選択肢の中での年間総支給額の上乗せ等について、労使間の協議が行われるよう啓蒙すると共に、各企業の経営業績や業界、業種の現況を考慮し、賃金改定については、各企業の判断に委ねたいと考えます。

### 3. 働き方改革の本格的な実践

当中央会では、静岡働き方改革推進支援センターを開設し、中小企業の相談窓口として働き方改革の推進並びに職場環境や勤怠制度の改善を支援しておりますが、制度の普及に伴いまして、下請け企業の中には、大手企業からのしわ寄せや増大するコストを販売価格に転嫁できない等、働き方改革を進める上で様々な障害が発生しております。

また、人材確保難や連続した大幅な最低賃金上昇等、中小企業・小規模事業者の経営実態を無視した人件費コストアップを背景に、画一的な対応が困難な企業も少なくありません。

このような状況の中、制度の導入により企業活動が停滞し、そこで働く人々の生活が脅かされることのないよう、国は、新たな付加価値の創出による生産性の向上等、総合的な支援を併せて行うと共に、中小企業の実態に即したきめ細やかな施策へと舵を切る必要があります。

つきましては、当中央会と致しましては、年次有給休暇の取得義務化や長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等、段階的に施行される現行の関連法に基づいた働き方改革の推進を図ると共に、中小企業の実態に配慮した施策が行われるようその実情と併せて関係省庁に要望して参ります。

### 4. 取引の適正化

下請けの立場にある中小企業の雇用維持・確保のためには、元請けとの取引環境の是正を通じた原資確保が必要となります。

当中央会と致しましては、懇談会の開催等を通じた公正取引委員会との情報交換や中小企業庁との連携による法令の周知をはじめ、公的相談窓口の利用促進等に取り組んでおりますが、その成果の広がり是一部に留まっております。

景気回復の好循環の第一は取引条件の改善であり、これは雇用環境改善のための必須条件とも言えます。社会全体で大手・中堅企業との取引条件の改善等が図れるよう機運醸成にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 5. 未組織労働者・非正規雇用で働く者の処遇改善

時間額目安1,000円以上につきましては、前述の如く、中小企業の取引環境の改善や新たな付加価値の創出等、生産性向上が果たされない限り中小企業の採算性は低下し、倒産、廃業に追い込まれることが懸念されます。

当中央会と致しましては、中小企業の経営力強化と共に、最低賃金の順守や同一労働同一賃金の実現等、法令に則った非正規労働者の処遇の改善に資するよう働きかけて参ります。

### 6. 男女間賃金格差是正

上述の通り、当中央会では静岡働き方改革推進支援センターを開設し、中小企業の相談窓口として働き方改革の推進を図っており、引き続き、働きやすい職場環境の整備や総合的な処遇改善、同一労働同一賃金、2年後に施行を控えた改正女性活躍推進法の啓蒙等の支援を通じて、男女間賃金格差が是正されるよう努めて参ります。

### 7. 外国人労働者の権利、人権の保障

本会では、平成27年度より外国人技能実習制度適正化事業を実施しており、社会保険労務士と連携し、制度が適正に運用されるよう監理団体及び受入企業の巡回指導を行っております。また、昨年度は、外国人を受け入れる監理団体や受入企業の課題解決のための“連絡会”を開設し、本制度に関する情報の共有を図っております。

当中央会では、引き続き、監理団体及び受入企業の課題解決並びに制度運用の厳格化に向けた事業を実施して参ります。

また、特定技能外国人の受け入れについては、制度上の課題から、その運用は円滑に進んでおりません。今後、実施される制度促進のための施策等、適切な情報提供を通じて厳格な制度運用が行われるよう、啓蒙、周知して参ります。

以上、ご報告申し上げます。